

吹田市自転車ヘルメット購入補助に関するQ&A

1、補助の対象について

※お問い合わせや申込の際に間違いの多いものを赤字で表示してあります

No.	質問	回答
1	申請時には吹田市在住でしたが、その後に他市へ引っ越す事になりました。その場合、補助してもらえますか？	申請時に吹田市在住であれば、補助対象になります。
2	令和7年1月1日以降に購入したものが対象とありますが、それ以前に購入したものは補助対象にならないのでしょうか？	事業目的に新たにヘルメットを被って頂くための普及促進という面も目的の一つでありますので、令和7年1月1日以前に購入したものは補助対象外とさせていただきます。
3	バイク用のヘルメットを購入しましたが、補助対象になりますか？	本事業は自転車用ヘルメットに対する補助であり、バイク用ヘルメットはSGマークなどが付いていても補助対象にはなりません。
4	ヘルメット購入費用が3500円でした。この場合、補助金の額はいくらになりますか？	ヘルメット購入費用の2分の1の補助で上限2千円であり、百円未満は切り捨てとなります。 従いまして、 $3500 \div 2 = 1750$ 円で百円未満は切り捨てとなりますので1700円が実際にお振込みする補助金額になります。
5	購入時に商品券やポイントを利用しましたが補助金額はどうなりますか？	店舗やクレジットカード等のポイントやクーポンは対象外となり補助対象にはなりません。従いまして商品代金からポイント値引き分を差し引いた金額が補助対象となります。 商品券は現金扱いとなり、補助対象となります。 (例) ヘルメットの金額 4000円、ポイント・クーポンを500円分使用して購入した場合 $4000円 - 500円 = 3500円$ (申請する補助対象額) $3500円 \div 2 = 1750円$ (2分の1を補助) ただし、100円未満は切り捨てとなりますので、1700円が実際にお振込みする補助金額になります。
6	店舗やインターネットで全てポイントやクーポンで購入してしまいました。その場合の補助金はどうなりますか？	(例) ヘルメットの金額 4000円、全てポイント・クーポンを4000円分使用して購入した場合 この場合、補助すべき対象が無いという事になり、申請することができません。 ただし、申請期限の6月30日(月)までにカード会社や店舗で一旦組戻しのうえ、クレジットカードや現金で支払いを行った場合は補助対象とさせていただきますので、その明細書も合わせてご提出ください。
7	店舗やインターネット購入で値引きがあったのですが、本来の商品金額で申請をしたらよいのでしょうか？	実際に購入した金額が補助対象額となりますので、値引き分を差し引いた購入金額が補助対象額となります。
8	配送料や手数料は補助対象になりますか？	本事業は自転車ヘルメットに対する補助であり、配送料や手数料等については補助対象にはなりません。
9	安全基準を満たす規格マークとは何ですか？	SG、JCF、CE、GS、CPSCなどヘルメットの外側などに貼り付けてあるマークの事です。

10	優先枠について教えてください。	ヘルメット利用者が、65歳以上の者100名と15歳以下の者300名を補助対象優先枠を設けています。 応募多数で抽選となった場合は、先に優先枠の抽選を行い、優先枠から外れた方も一般枠で再度抽選となります。
----	-----------------	--

2、申請について

No.	質問	回答
1	申請期間と申請方法を教えてください。	電子申請受付期間は令和7年5月1日（木）9時00分～令和7年6月30日（月）23時59分までです。 電子申込システムその他、郵送での申請も受付します。 郵送での申請の場合、6月30日（月）当日消印有効です。
2	申請時に既にヘルメットを購入しています。 その場合の手続きは？	電子申込システム、または紙の申請書を郵送での手続きになります。 下記の書類、(1)～(5)全てを添付して6月30日（月）までに申請してください。 (1) ヘルメット購入時の領収書、レシートなど購入金額総額のわかるもの (2) ヘルメットの写真（カタログではなく実際に購入したヘルメットの写真） (3) ヘルメットのSGマークなど安全性を認証するマークの写真 (4) ヘルメット利用者の市内在住を証明する書類のコピー（運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、マイナンバーカード等） (5) 振込先の口座がわかる書類（キャッシュカードか通帳の見開きページのコピー）
3	申請時にヘルメットを購入していません。 その場合の手続きは？	電子申込システム、または紙の申請書を郵送での手続きになります。 下記の書類、(4)と(5)を添付して6月30日（月）までに申請してください。 その後、7月31日（木）までに新品でヘルメットを購入のうえ、(1)～(3)の書類を市に提出してください。追加書類の提出がない場合は、補助金を受け取ることができません。 電子申込システムで申請された方は、下記のメールアドレスに(1)～(3)の追加書類を添付のうえ、送信してください。 送信先アドレス jh-s-koutu@city.suita.osaka.jp 郵送の場合は、土木部総務交通室 自転車ヘルメット担当あて（〒565-0855 吹田市佐竹台1-6-3 総合防災センター7階）まで郵送してください。 (1) ヘルメット購入時の領収書、レシートなど購入金額総額のわかるもの (2) ヘルメットの写真（カタログではなく実際に購入したヘルメットの写真） (3) ヘルメットのSGマークなど安全性を認証するマークの写真 (4) ヘルメット利用者の市内在住を証明する書類のコピー（運転免許証、運転経歴証明書、健康保険証、マイナンバーカード等） (5) 振込先の口座がわかる書類（キャッシュカードか通帳の見開きページのコピー）

4	郵送用の申請書はどこで配布していますか？	吹田市役所（1階の市民総務室前）、総務交通室（吹田市総合防災センター7階）、各出張所（千里・山田・千里丘）、市営自転車駐車場、自転車駐車場整備センター（岸辺駅東自転車駐車場、岸辺駅前北口自転車駐車場）、亥の子谷コミュニティセンター、男女共同参画センター、東佐井寺地区公民館、に申請書を設置しています。 また、市ホームページからでもダウンロードできますので、印刷してご使用ください。
5	郵送申請の送付先はどこになりますか？	〒565-0855 吹田市佐竹台1-6-3 総合防災センター7階 土木部総務交通室 自転車ヘルメット担当あて までお願いします。
6	世帯（4人家族）です。申し込みは一度に4人分申請できますか？	1申請に対して1人の受付になります。 4人家族で4人分申請される場合、電子申込システムでは、4回電子申込をして頂く必要があります。 郵送で申請をされる場合は、申請書兼振込依頼書を4枚記入し、申請して頂く必要があります。 領収書等の必要書類もそれぞれに添付いただく必要がありますのでご注意ください。
7	窓口に行って申請したいですが、対応してもらえますか？	郵送用の申請書兼振込依頼書のすべての項目の記載が済んでいて、必要書類の添付もすべて完了している場合のみ、窓口への直接持参でも受付します。
8	申込多数の場合はどうなりますか？	1, 000名を補助対象の上限人数としているので、1, 000名を超える申請があった場合は抽選にて補助対象者を決定します。 また、その抽選結果の通知書を令和7年7月下旬～8月中旬頃にお申込み頂いたすべての申請者様に郵送でお送りします。
9	吹田市在住であることが確認できる証明書とは、具体的にどんなものですか？	主なものに 運転免許証、運転経歴証明書、マイナンバーカード、健康保険証、医療証などがあります。 氏名と住所が記載されているものを提出してください。
10	領収書やレシートなどを紛失した場合はどうすればいいですか？	領収書やレシートなど購入金額がわかるものがなければ申込受付できませんので、販売店に説明し、再発行を受けてください。
11	電子申込システムで申し込む際に、利用者登録は必要ですか？	利用者登録は必要ありません。「利用者登録せずに申し込む方はこちらより」と書かれたアイコンがありますので、そのアイコンをクリックしてお進みください。
12	電子申込システムで入力した内容が間違っているか不安なので内容を確認したいですが、どうすればいいですか？	申請時に送られてきた整理番号とパスワードを入力していただければ申請内容が確認できます。
13	間違っって電子申込を同じ内容で複数回してしまいました。どうすればよいですか？	申請時に送られてきた整理番号とパスワードを入力していただければ取り下げ可能ですので、誤って申請した分を取り下げてください。
14	「保護者等」とはどういう人を指しますか？	未成年者の親権を行う者、未成年者を現に監護する者、3親等以内の親族などになります。